

佐賀市商品輸出支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者等の販路開拓を促進し、本市の産業の活性化を図るため、当該中小企業者等（以下「補助事業者」という。）が日本国外へ商品を輸出する場合に、輸出予定国において必要とされる栄養成分検査や法律に基づく商品登録及び宗教上の理由から求められる輸出用証明書類等の取得に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者のうち、佐賀市内に本店を有する者をいう。

(交付の対象)

第3条 補助の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、販路開拓のために補助事業者が日本国外に商品の輸出を行う際、輸出予定国にて必要とされる栄養成分検査や法律に基づく商品登録及び宗教等により求められる証明書類等の取得にかかる費用とする。

(補助対象費用及び補助率)

第4条 補助対象費用は、輸出用証明書類等の取得にかかる次の表の左欄に定める費用で、その補助率は同表の右欄に定めるとおりとする。

補助対象費用	補助率
(1) 検査料 (2) 登録料 (3) 証明書類発行手数料 (4) その他市長が必要と認めるもの	補助率 補助対象費用の1/2以内 補助金限度額 1品目につき5万円 (なお、補助金の額1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。)

2 前項の補助対象費用は、補助金の交付の決定を受けた日から当該年度の末日までに支出を完了するものでなければならない。

3 補助金の交付の回数は、年度内に1補助事業者あたり3品目までとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、佐賀市商品輸出支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請を適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を佐賀市商品輸出支援事業費補助金交付決定通知書

(様式第2号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を休止し、又は中止若しくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(実績報告)

第8条 第6条の規定による通知を受けた補助事業者は、輸出予定国において必要とされる栄養成分検査や法に基づく商品登録、及び宗教等により求められる証明書類等の取得後速やかに、佐賀市商品輸出支援事業費補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象費用の支出が確認できる書類(領収書等)
- (2) 検査結果表、登録証、取得した証明書類等の写し

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の報告があった場合において、その内容を適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を佐賀市商品輸出支援事業費補助金確定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、佐賀市商品輸出支援事業費補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付の取消し又は返還命令)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が規則及びこの要綱に基づく市長の指示に違反したときは、補助金交付の取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

佐賀市商品輸出支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）佐賀市長

申請団体名

代表者住所

フリガナ
氏名

電話



佐賀市商品輸出支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
取 得 に 要 す る 額 （ 検 査 ・ 登 録 ・ 証 明 書 ）	円
自 己 負 担 金 額	円
交 付 申 請 金 額	円
輸 出 予 定 年 月 日	年 月 日

（備考）

- 1 補助金の額は、輸出予定商品1品につき対象経費の2分の1の額とする。ただし、50,000円を限度とする。
- 2 補助金の交付の回数は、年度内に1補助事業者あたり3品目までとする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

様式第2号（第6条関係）

佐賀市商品輸出支援事業費補助金交付決定通知書

佐賀市指令 第 号
年 月 日

様

佐賀市長 印

年 月 日付けで申請のあった佐賀市商品輸出支援事業費補助金の交付については、次のとおり決定したので、佐賀市商品輸出支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助年度	年度
目的及び内容	日本国外への販路開拓のため
交付決定金額	円
交付条件	佐賀市補助金等交付規則及び佐賀市商品輸出支援事業費補助金交付要綱の規定に従うこと。

様式第3号（第8条関係）

佐賀市商品輸出支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）佐賀市長

申請団体名

代表者住所

フリガナ
氏名

電話

印

佐賀市商品輸出支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

交付決定を受けた年月日	年 月 日	文書番号	第 号
補助年度	年度		
商品名			
補助対象費用取得に要した額 (検査・登録・証明書)	円		
取得日	年 月 日		
輸出予定国			
添付書類	(1)補助対象費用の支出が確認できる書類（領収書等） (2)検査結果表、登録証、取得した証明書類等の写し		

様式第4号（第9条関係）

佐賀市商品輸出支援事業費補助金確定通知書

年 月 日

様

佐賀市長



年 月 日付けで実績報告のあった佐賀市商品輸出支援事業費補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので、佐賀市商品輸出支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

交付決定を受けた年月日	年 月 日	文 書 番 号	第 号
補 助 年 度	年度		
補助金の交付確定金額	円		

様式第5号（第10条関係）

佐賀市商品輸出支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）佐賀市長

申請団体名

代表者住所

フリガナ
氏名

電話



佐賀市商品輸出支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

交付決定を受けた年月日	年 月 日	文書番号	第 号
補助年度	年度		
交付請求金額	円		
振込先	金融機関名	銀行 農協 金庫 組合	本店 支店 出張所 本所 支所
	口座の種類	普通・当座	口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		